

平成31年第5回宇佐市教育委員会会議録

平成31年4月23日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

教 育 長	竹内 新
教 育 長職務代理	古里 万里子
委 員	佐藤 修水
委 員	松永 建比古
委 員	河野 浩一

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	久井田 裕

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第46号 宇佐市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)

議第47号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について
(社会教育課)

◎追加議案

議第48号 公民館長等の任用について (社会教育課)

議第49号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会委員の委嘱
について (社会教育課)

議第50号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会プロジェクト
チーム委員の委嘱について (社会教育課)

◎報告事項

(1) 5月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 平成31年第5回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
平成31年第4回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 議第46号宇佐市社会教育委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第46号宇佐市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か、ご質問はありませんか。
ないようですので、議第46号宇佐市社会教育委員の委嘱については、承認とし、次に議第47号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第46号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明いたします。3Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か、意見等はありませんか。
- 委 員 安心院小学校区担当の記載がないようですが、すでに委嘱済みなのですか。
- 社会教育課長 安心院小学校区担当については、まだ決まっておりません。現在、教育コーディネーターとして、市内の小中学校で順次、委嘱をさせていただいているところで、本日の議案分を含めまして、現在10名に委嘱をしています。校長先生の異動により、新しく着任した校長先生が地域の方を知らないという状況がありますので、1学期間を推薦の猶予期間として、順次推薦をしてもらい、それを受けて委嘱という流れになっています。
- 教 育 長 他に、何か意見等はありませんか。
ないようですので、議第47号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に追加議案の議第48号公民館長等の任用について、社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第48号公民館長等の任用について、ご説明いたします。追加議案2Pをご覧ください。
(詳細については議案に記載)
- 教 育 長 何か、意見等はありませんか。

ないようですので、私から確認したいことがあります。今回の議案の3名を任用した後で、まだ決まっていないところはどこですか。

社会教育課長 長洲公民館、津房地区公民館です。どちらも何名かお声かけしているところですが、お断りをされている状況です。

教 育 長 分館はどうですか。

社会教育課長 分館もまだ決まっていないところはあります。最終的にどちらもないときは、分館につきましては、館長が兼務という形にさせていただきたいと思います。

教 育 長 実務上は、指導員の方がいらっしゃれば、なんとかやっていけるのだろーと思いますが、館長という役職の方がいないと今後いろいろできないことが発生してくると思います。それについては、支障がないように社会教育課が取り計らっていただきたいと思います。それでは、議第48号公民館長等の任用については、承認とし、次に議第49号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会委員の委嘱及び議第50号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会プロジェクトチーム委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第49号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会委員の委嘱及び議第50号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会プロジェクトチーム委員の委嘱について、ご説明いたします。追加議案3Pと4Pをご覧ください。

（詳細については議案に記載）

委 員 役職でこの委員の委嘱をお願いしている訳ですよ。例えば、県立歴史博物館の館長、その人というよりも、役職に対してお願いしているということではないのですか。

社会教育課長 歴史博物館につきましては、その道に詳しいといいますか、博物館に詳しい方ということで、委嘱しました。現在の歴史博物館の館長は、文化課の方から異動してこられた、事務系の方です。以前の館長は、埋蔵文化財などに詳しくだったので、委員を委嘱したのですが、今回は学芸課長にお願いしたような実情です。

委 員 所属先の役職で委嘱しているのであれば、人事異動などで変われば、わざわざ議案に挙げなくてもいいのではないかと思います。しかし、そういうことであれば、よろしいと思います。

教 育 長 人事異動の件については、ケースバイケース的なところもあります。委員がおっしゃるような役職指定での委嘱ということであれば、事務局に一任させていただくようなことも年度途中に

あるかもしれません。それは、その時に判断させていただければと思います。他に意見等はありませんか。

ないようですので、議第49号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会委員の委嘱及び議第50号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会プロジェクトチーム委員の委嘱については、承認としてもよろしいでしょうか。

委員
教育長

異議なし。

続きますので、報告事項第1項5月の行事等について、各課に説明を求めます。

（詳細は議案に記載）

教育長
委員

何か、質問等はありませんか。

元号が5月1日から令和に変わりますが、それによっていつから印字などは適用されるのですか。例えば、公民館長の任用期間については、5月1日で新元号に変わっていると思うのですが、会議で承認されたのが平成のうちであれば、任用期間を平成で表記して、令和に読み替えるというようなルールはあるのでしょうか。

教育次長

元号改正につきましては、総務課の方から、行政文書に関する取り扱いについて通知がきております。新元号が『令和』というのは、発表されましたが、まだ施行された状態ではありませんので、あくまでも5月1日に政令が制定されてから、はじめて『令和』となります。基本的には4月末までは、5月以降の表記をする場合でも、平成31年5月〇日というような表記の仕方になります。それを読み替えて適用することになります。5月1日以降作成の文書については、『令和』を使うという取扱いになります。今まで、作った文章もすべて5月以降の日の表記があるものについては、すべて読み替えをするという取扱いの通知がきていますので、一部ではすでに『令和』を使っている文書もあるかもしれませんが、基本的にはそういった取扱いになっています。

教育長
委員

何か、全体を通して意見等ありませんか。

別件なのですが、麻生道路の路線バスが廃止になるという話が出ています。今年から西部中の方にバス通学しているのですが、そこは両親、祖父母とも共働きで通学の送迎が難しいですし、移住してきたご家庭で現在は小学校ですが、いずれバス通学をする予定にしているお子さんがいます。まだバスの廃線は決定ではなく、そういった話がでてきているという段階なのですが、もし廃線になった場合、通学が困ると親御さんは非常に心配して

います。現在四日市南小学校に通学している子どもたちも、今後そういった可能性があると思いますので、どうなっていくのかというのを教えていただきたいと思います。

教 育 長 委員がおっしゃったように、現に麻生地区にお住まいで四日市南小や西部中に通っていらっしゃるお子さんがいて、もしバスが廃線になったら、教育委員会としてどういう対応になるかということですね。宇佐市の遠距離通学の規定というのがありまして、これに照らして、バス路線で対応できないものについては考えていかなければならないと思いますし、まずは対象となるお子さんがどういう状況にあるのかを確認したいと思います。

学校教育課長 今のお話の中で、通学に関する補助というものが、単なる遠距離通学での補助と統廃合によって生じた遠距離の場合と、スクールバスを出すこととか、路線バスを利用する場合には、バス代の補助とか、少しずつ種類が違っていて、そのところで麻生地区の小学生は統廃合によって生じたと認識していたのですが、中学校についても先ほどのお話ですと統廃合によって遠距離になったというお話なので、そこは確認したいと思います。

教 育 長 他に、何かご意見等はありませんか。ないようですので、次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回の教育委員会の日程ですが、5月23日木曜日の午後3時30分から教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

教 育 長 5月23日木曜日の午後3時30分からでよろしいでしょうか。
委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回教育委員会は5月23日木曜日の午後3時30分から教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第5回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時02分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。